

すべての飲食店の皆様へ...
食品衛生法の改正により、

HACCP^{ハサツプ}が義務化 されています!!

食品衛生法の改正により、飲食店を含む全ての食品等事業者の方に
HACCPの導入が義務付けられました。行っていない場合、食品衛生法
違反として保健所による指導の対象となります。

「HACCPって何?」、「何をしたらいいの?」が具体的に学べる
講習会を開催します。

HACCP（衛生管理）講習会

日時

令和 **5** 年 **11** 月 **15** 日 (水)
13:30 ~ 15:30 (受付開始 **13:00**)

会場

普天間三区公民館

所在地: 宜野湾市普天間2丁目10-1

※お車でお越しの方は、お近くの「宜野湾市民駐車場等の
駐車場をご利用下さい。

参加費

無 料 **定員** **100名** (定員に達し次第受付終了)

申込

宜野湾市社交飲食業協会 **098-892-2376**

講師

オンライン食品衛生ラボ

代 表 **伊志嶺 哉 氏**

【共催】 宜野湾市社交飲食業協会

(所在地: 宜野湾市普天間2-4-7 102号 TEL: 098-892-2376)

(公財) 沖縄県生活衛生営業指導センター

(所在地: 那覇市字小禄662番 3階 TEL: 098-891-8960)